

緊急離着陸場等に関する設置基準

第1 趣旨

この基準は、災害発生時に消防航空活動を有効かつ安全に実施するため高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等に係る位置、構造及び設備に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 緊急離着陸場の基準

緊急離着陸場は、次により設置すること。

1 着陸帯

着陸帯の広さ、標識及び構造は次によること。

- (1) 着陸帯の長さ及び幅は、それぞれ20メートル以上とすること。

ただし、着陸帯と同一床面上に第3項に規定する基準に基づき待避場所を設ける場合にあつては、長さ及び幅をそれぞれ17メートル以上とすることができる。

- (2) 着陸帯には、次に掲げる標識等を図-1に基づき表示すること。

ア 着陸帯の境界線

イ 緊急離着陸場である旨を示すⓂの標識。この場合において、Ⓜの標識は、進入方向に向けて表示すること。

ウ 進入方向及び出発方向を示す矢印の標識。ただし、進入方向及び出発方向のなす角度が180度の場合を除く。

- (3) 前号の標識等は、黄色の夜光塗料又はビーズ入りトラフィックペイントで表示すること。

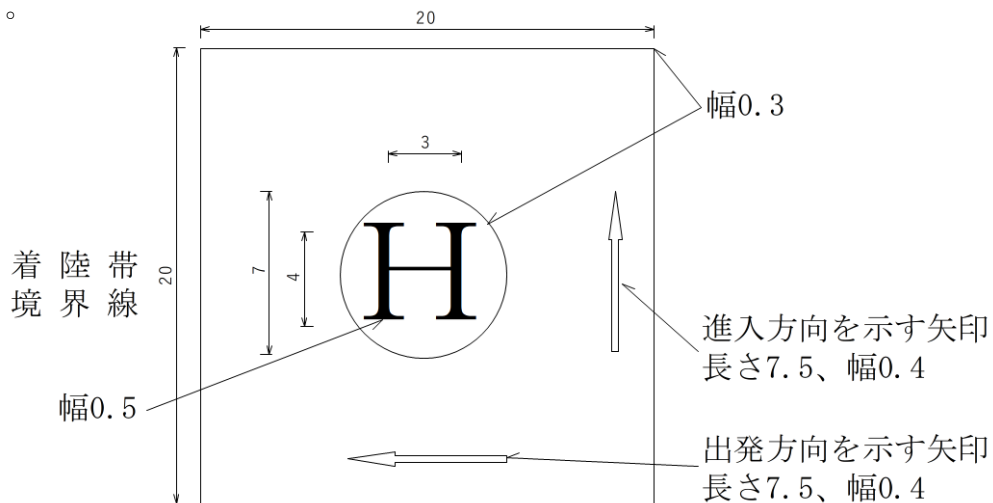


図-1 (単位：m)

- (4) 着陸帯の床面の構造は、次によること。

ア プラットホーム式（屋上床の上部に離着陸するための床を設け、屋上と床の間に空気の流通する空間を設けたもの）又は通常床式とし、床面は滑りにくい材料で仕上げること。

イ プラットホーム式とする場合は、グレーチング等上下の方向に空気が流通する床材料の使用は避けること。

ウ 床面の最大縦横断こう配は、2パーセント以下とすること。

エ 床面の構造は、9,000 キログラムを短期の集中荷重としてとらえ構造耐力上の安全性を確認すること。

2 制限表面

ヘリコプターの進入等に必要な空間を確保するため、次に掲げる進入表面及び転移表面から物件等が突出しないこと。

(1) 進入表面は、図-2に示す表面とする。

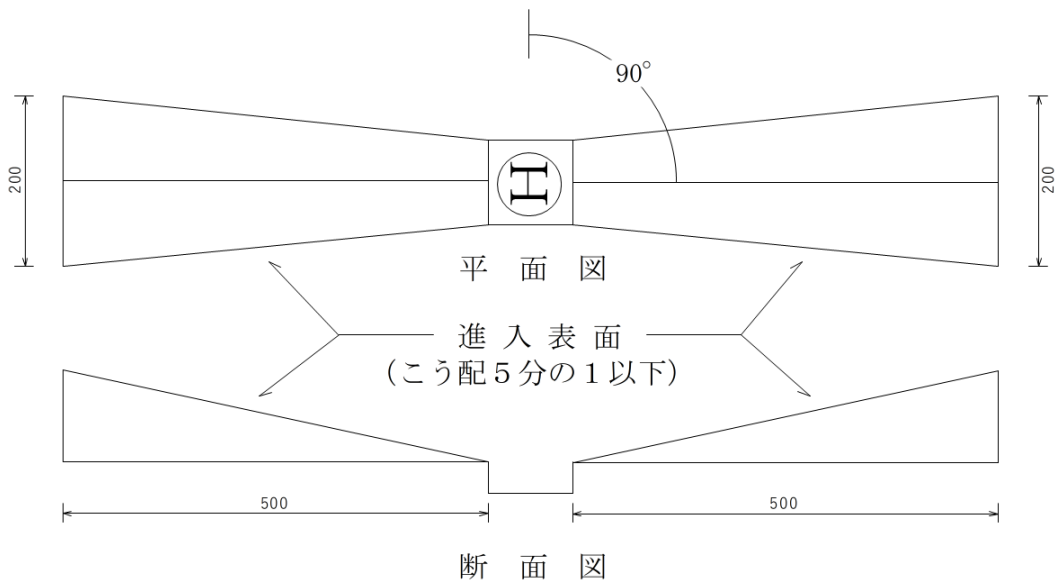


図-2 (単位 : m)

進入表面は、原則として直線の2方向とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路は90度以上の間隔を設けることができる。

(2) 転移表面は、原則として図-3に示す表面とする。ただし、図-3によりがたい場合は、図-4に示す表面とすることができる。

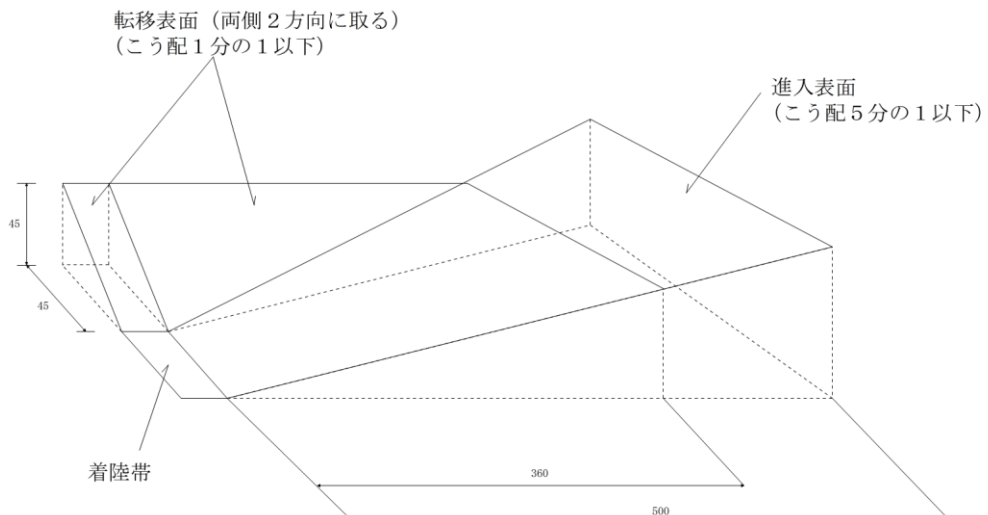


図-3 (単位 : m)

W：着陸帯の幅
H：物件の最高高さ

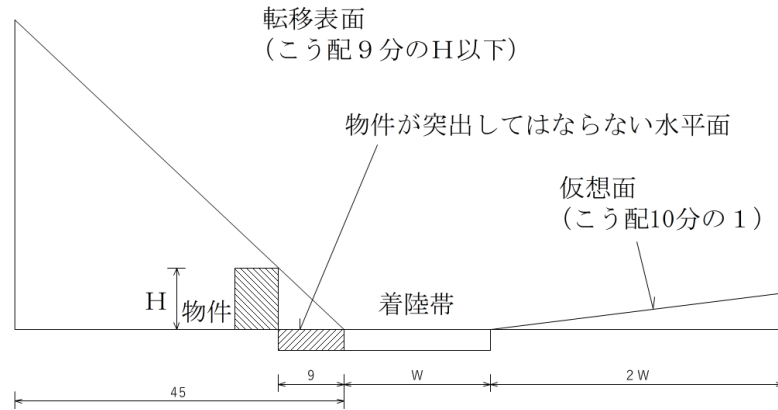


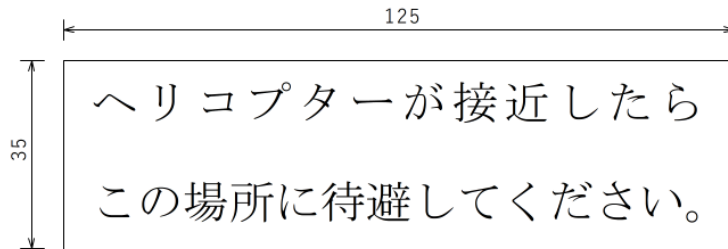
図-4 (単位：m)

仮想面からの物件の突出がなく、かつ、斜線部分の上に出る物件がない場合は、こう配9分のH以下の転移表面とすることができる。

3 待避場所

屋上にヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避する待避場所を次により設置すること。

- (1) 待避場所は、着陸帯に隣接して設置すること。
- (2) 待避場所の広さは、着陸帯の広さの概ね2分の1とすること。
- (3) 待避場所と着陸帯に段差がある場合は、階段を設置すること。
- (4) 待避場所には、図-5に示す標識を表示すること。



- ・ 標識の大きさは、125×35以上とする。
- ・ 文字の大きさは、7.5角以上とする。
- ・ 標識は、直接床に表示してもよい。

図-5 (単位：cm)

4 夜間照明設備

航空法施行規則（以下「規則」という。）の規定により夜間照明設備を次により設置すること。

(1) 境界灯

ア 境界灯は、着陸帯の境界線上にほぼ等間隔に図-6の例により8個以上設置すること。ただし、境界灯の設置が困難な場合にあつては規則第117条第1項第3号マ

の基準により着陸区域照明灯を4個以上設置すること。

イ 境界灯

境界灯は、原則として埋込型とすること。

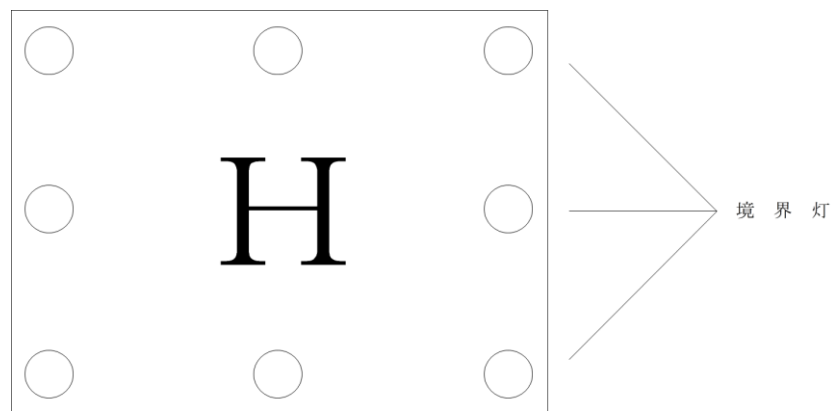


図-6

(2) 航空障害灯

着陸帯から10メートル以内の区域にある避雷針等の夜間視認が困難な物件が図-7に示す表面から突出する場合には、当該物件に規則第127条第1号ハの基準により低光度航空障害灯を設置するか、又は夜光塗料を塗布すること。

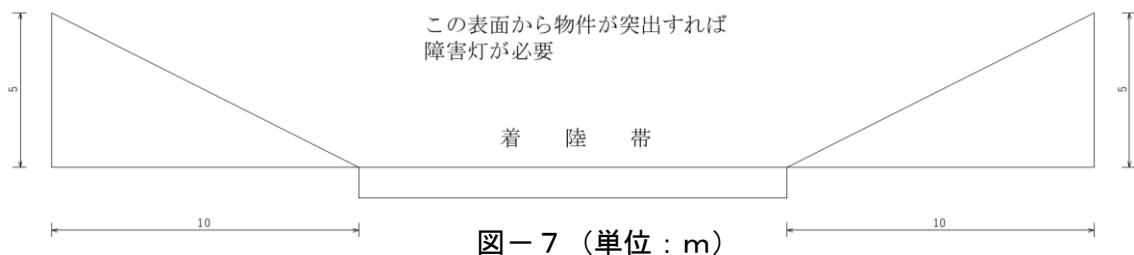


図-7 (単位 : m)

(3) 飛行場灯台

規則第117条第1項第3号イの基準により飛行場灯台を設置すること。

(4) 点灯方式

夜間照明設備は、防災センター等から遠隔操作により点灯できること。

(5) 非常電源

ア 夜間照明設備には、非常電源を設置すること。

イ 非常電源は、自家発電設備又はポータブル式発電機とすること。

ウ 自家発電設備又はポータブル式発電機は、消防法施行規則第12項第1項第4号イ〔(ホ)及び(ト)を除く〕の規定の例により設置すること。

エ 容量は、夜間照明設備を4時間以上作動できるものとする。

オ 常用電源が停電した時は、自動的に常用電源から非常電源に切り替えられるものとする。

カ 配線は、消防法施行規則第12条第1項第4号ホの規定の例によること。ただし、非常電源を屋上に設置した場合はこの限りでない。

5 燃料流出防止施設

ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合に、当該燃料が屋上以外の部分へ流出することを防止するための施設を、次により設置すること。

- (1) 流出した燃料を溜めます、側溝又は屋上部分に溜めることができる構造とすること。
- (2) 流出した燃料が屋上の雨水排水用の樋に流れ込まないための措置を講ずること。
- (3) 流出した燃料を溜める部分の容量は、合計 1,000 L 以上とすること。

6 脱落転落防止施設

緊急ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため次により設置すること。

- (1) 高さ 0.4 メートル以上のさく又は金網とすること。
- (2) 前号のさく又は金網は、建築基準法施行令第 126 条第 1 項に規定する手摺り壁、さく又は金網と兼用することができる。

7 消防用設備等

緊急離着陸場を設置する屋上には、消火器及び連結送水管を次により設置すること。

- (1) 消火器は、消防法施行令別表第 2 において、第 4 類の危険物に適用するとされるものを、その能力単位の数値の合計数が 2 以上となるよう設置すること。
- (2) 連結送水管は、消防法施行令第 29 条第 2 項の規定の例により設置すること。ただし、放水口は単口形とし、放水用器具は長さ 20 メートルのホース 2 本以上及び管そう 1 本以上とすることができる。

8 通話装置

緊急離着陸場を設置する屋上には、防災センター等と相互に通話することができる装置を設置すること。

この場合において、配線は、消防法施行規則第 12 条第 1 項第 4 号二の規定の例によること。

第 3 緊急救助用スペースの基準

緊急救助用スペースは、次の基準により設置すること。

1 緊急救助用スペース

緊急救助用スペースの広さ、標識及び構造は次によること。

- (1) 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、それぞれ 10 メートル以上とすること。
- (2) 緊急救助用スペースには、次に掲げる標識等を図-8 に基づき表示すること。

ア 緊急救助用スペースの境界線

イ 緊急救助用スペースである旨を示す $\text{\textcircled{R}}$ の標識。この場合において $\text{\textcircled{R}}$ の標識は、進入方向に向けて表示すること。

ウ 進入方向及び出発方向を示す矢印の標識。ただし、進入方向及び出発方向のなす

角度が 180 度の場合を除く。

- (3) 前号の標識等は、黄色の夜光塗料又はビーズ入りトラフィックペイントで表示すること。

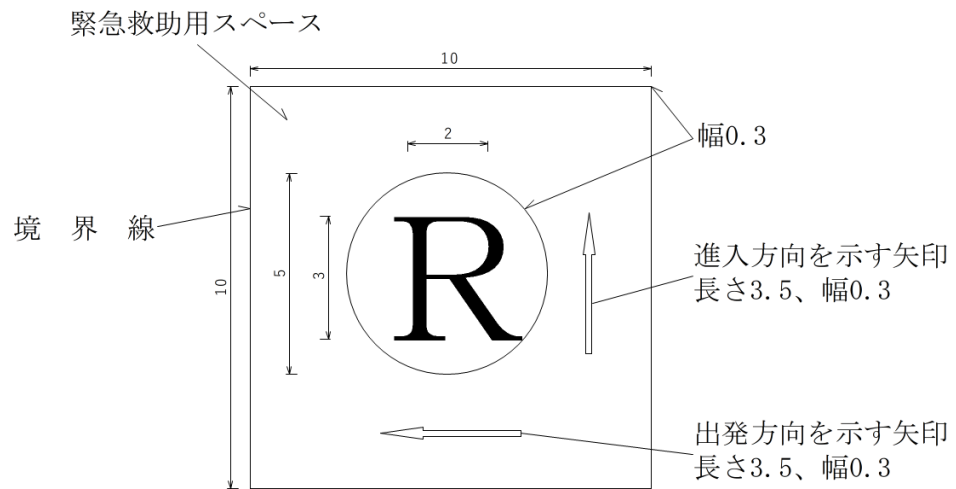


図-8 (単位 : m)

2 制限表面

ヘリコプターの進入等に必要な空間を確保するため、次に掲げる進入方面及び転移表面から物件等が突出しないこと。

ただし、これによりがたい場合は当該表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

- (1) 進入表面は、図-2に示す表面とする。

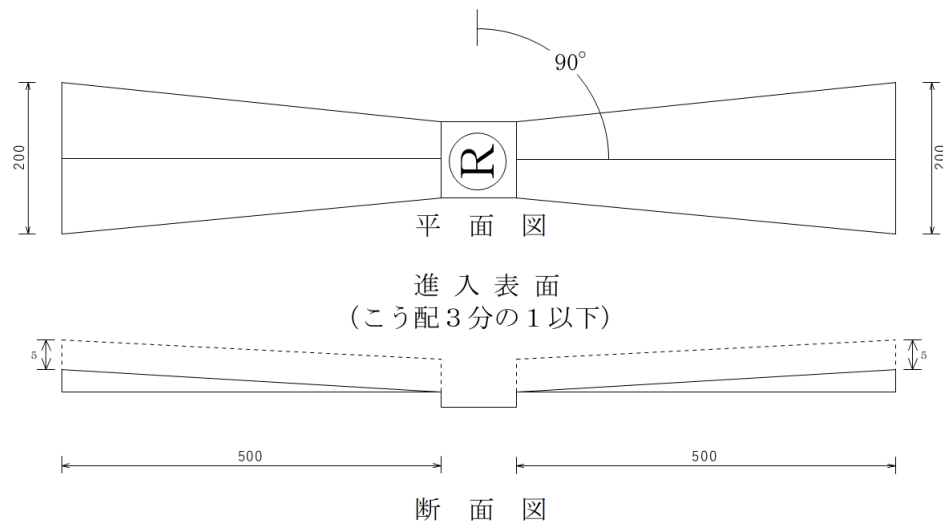


図-9 (単位 : m)

進入表面は、原則として直線の2方向とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、各経路は90度以上の間隔を設けることができる。

- (2) 転移表面は、原則として図-10に示す表面とする。ただし、これによりがたい場合は、図-4に示す表面とすることができる。

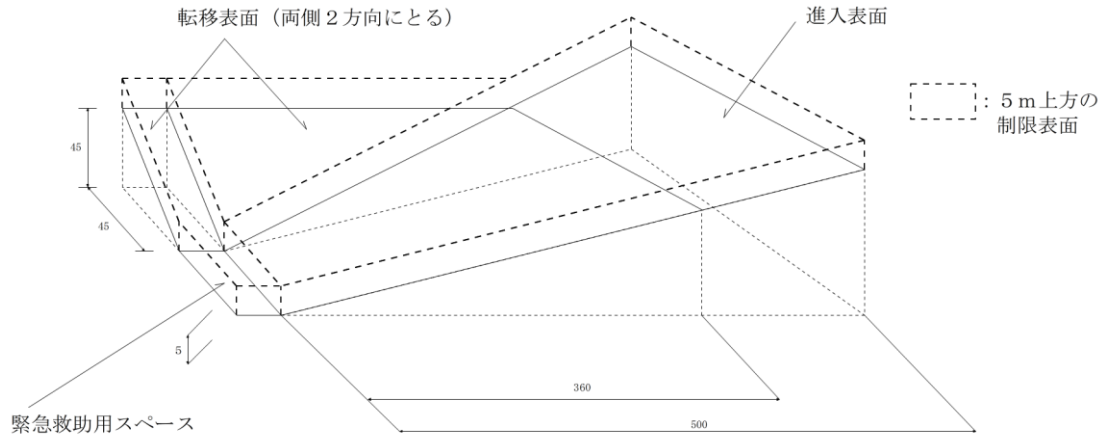


図-10 (単位 : m)

3 待避場所

待避場所は、第2第3項の規定の例により設置すること。

4 夜間照明設備

夜間照明設備は、第2第4項の規定の例により設置すること。

5 脱落転落防止施設

脱落転落防止施設は、第2第6項の規定の例により設置すること。

6 消防用設備等

消防用設備等は、第2第7項の規定の例により設置すること。

7 通話装置

通話装置は、第2第8項の規定の例により設置すること。

8 床面のこう配

床面のこう配は、災害活動に支障とならない程度のものとする。

第4 緊急離着陸場等を設置する屋上部分の建築計画

1 排煙設備

機械排煙設備の排煙口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならない位置に設けること。

2 エレベーターの屋上着床

屋上にエレベーター（非常用エレベーターが設置される建築物にあっては、当該エレベーター）を1基以上着床させること。

3 直通階段等の設置

各階から屋上へ通じる直通階段を設置し、当該階段が屋内階段の場合にあっては、屋上とは附室を通じて連絡すること。

この場合において、当該附室から屋上に通じる出入口に設置される扉は、建築基準法施行令第112条第14項に規定する常時閉鎖式防火設備としなければならない。

4 屋上出入口の構造

- (1) 階段室又は附室から屋上へ通じる出入口に設置される扉が常時施錠される場合にあっては、防災センターにおいて遠隔解錠できる解錠装置又は自動火災報知設備の作動と連動して解錠する自動解錠装置を設置すること。
- (2) 医療機関における屋上へ通じる出入口は、ストレッチャーが通行するために必要な幅員を確保すること。

第5 基準の特例

この基準は、緊急離着陸場等の設置について、課長が当該防火対象物の用途、位置、構造及び設備の状況から判断して、この基準によらなくとも支障がないと認める時は、適用しないことができる。

第6 緊急離着陸場等設置計画書の提出

緊急離着陸場等を設置しようとする者は、課長と事前協議を実施しその結果に基づき緊急離着陸場等設置計画書（別記様式）に、次に掲げる図書を添付し、2部提出すること。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 進入表面及び転移表面の水平投影図（全体図にあっては、2,500分の1建築物の屋上内に係るものにあつては、200分の1の縮尺とする。）
- (5) 進入表面及び転移表面を明示した屋上部分の断面図（縮尺200分の1）
- (6) 緊急離着陸場等の夜間照明設備及び消防用設備等の配置図
- (7) 緊急離着陸場等の夜間照明設備に係る配線図及び仕様書
- (8) 構造計算書（緊急離着陸場に限り）